

令和5年度 障害者差別解消法受付台帳(11件)

No.	受付日	相談者	相手方(事業者など)	相談内容	対応内容
1	R5. 4. 18	知的障害者	民間事業者	区内の整形外科に行った際、院長から診察室内で身分証の提出を求められたため、愛の手帳を出したところ、「お前みたいなやつはたくさん見てきた」といった発言をされ、馬鹿にされたように感じた。そのことに対して文句を言うと、「警察を呼ぶ」といった発言をされた。	事業者に聴取したが、相談者の情報を伏せていたこともあり、具体的にどのやりとりについてなのかわからないため対応しかねるとのこと。差別解消法の趣旨と、発言については配慮が必要なことを伝えた。事業者も了承。
2	R5. 5. 1	身体障害者	行政機関	近年、タッチパネルが普及して凹凸が無い、またはフラットなものが多く、逆に生活の不便さを感じている。 例えば、スポーツセンターにあるランニングマシンの操作パネルに凹凸が無く、フラットであるため扱いづらい。シールの貼付など配慮してくれているみたいだが、そのシールが剥がれているときもある。職員の人に助けを求めらうが、不在のときもあるため困っている。 また、保育園の送迎で園の中に入る際、タッチパネルで暗証番号を入力する仕様になっているが、どこにどの数字があるのか分からず困っている。こちらも職員が対応してくれているが、出払っていて不在のときも多い。 区としてはこのような現状についてどのように思っているか。また今後、設備更新をする際はバリアフリーへの配慮を十分にしてほしい。	お聞きしたことについては、区としても課題と感じており、今後の対策が急務だと認識している。また、差別解消に係る職員対応要領の改定や差別解消法の研修等、意識の向上や周知徹底に努めていくと伝え、終了。
3	R5. 5. 15	当事者（障害有無不明）	団体	図書館の協力員・音訳者として活動したいと思い、2年間の講座を受講後、区の音訳団体に入会した。 自身としては団体の勉強会に出席し、何ができるのか、できないのかを判断したいと考えていたが、コロナの影響もあり、勉強会を欠席し始め、やがて活動も一時休止し、提供された教材も一度返却した。 その後、コロナも落ち着いてきたこともあり、徐々に活動を再開する予定だったが、団体からは「趣味とは違う」「勉強会だけ出席するのは違う」「納得できないなら説明の場を設けるがやり取りを録音する」「活動休止中の会費も払っていない」などと言われ、圧力を感じたため、区が間に入って、問題を解決してほしい。	区が両者の間に介入することはできない。また、人権問題とを感じるのであれば法務省の人権相談窓口へ、あるいは近くの弁護士事務所の無料相談などに相談するのも良いのではと伝え、終了。

No.	受付日	相談者	相手方(事業者など)	相談内容	対応内容
4	R5. 5. 30	身体障害者の保護者	行政機関	私の娘が聴覚障害者のため、同じように聴覚障害者が家族にいる方や、聴覚障害当事者の方との繋がりがある。 例えば、学校のPTAの役員会議には手話派遣をしてもらえるが、同じPTAの集まりでも、お酒を伴うような懇親会には手話派遣をしてもらえない。これは合理的配慮が足りないのではないか、国や役所などに声をあげたらいいのではなどと聴覚障害の仲間内で話している。どこに対して、どんな形で要望をしたら聴覚障害者への合理的配慮は改善されるのか。	区の要綱に基づいて公費で行う手話通訳者の派遣については、要綱に定められた内容（行政手続きや会議等）以外は派遣できないことをご了承いただきたい。 次に、障害者差別解消法で定められた合理的配慮の提供については、障害者の方から社会的障壁を取り除くための配慮を求められた場合、官公庁や民間事業者が「過重な負担になりすぎない範囲」で合理的な配慮を提供することとされており、求められた配慮をすべて提供することが義務付けられているわけではない。従って、求められる配慮と過重な負担なく提供できる配慮は必ずしも同じとは限らず、提供できる配慮の内容については、互いに対話を通じて探っていくことが大切だと考える。 合理的配慮の改善については、配慮が必要と感じた場面で、まずは相手方に何に困っていて、どんな配慮が必要かを要望してみてほしい。相手方が困りごとに気付いていない可能性もあるが、障害者にも一人ひとり必要な配慮が異なるため、配慮が必要と感じたら、その都度、要望を伝えることが結果的に合理的配慮の改善に繋がるのではないかと考える。そのうえで合理的配慮が提供されなかったり、差別を受けたと思われることがあったりしたら、こちらにご相談いただければ、状況によっては区から相手方にお話しをすることも可能である。 上記のように回答し、終了。
5	R5. 6. 12	民間事業者	知的障害者家族	体験型施設に来場した児童（9歳男児）が、体験中に従業員や他の児童に対しつねる、殴るなどの暴力行為が3月以降の来場時にあり、その都度、施設内の安全確保のため保護者に協力を要請してきたが、児童の暴力行為や暴言に改善が見られないこと、児童が体験中に保護者が施設外に出ていたことが発覚するなど、保護者の協力が得られないことから、施設の利用規約に基づき、向こう3年間、すべての施設への出入りを禁止し、その他のイベント等への参加を一切許可しないこと、メンバー登録の抹消・退会措置とすることを決定し、保護者あて通知することとした。当該児童は障害があるため、差別解消法の合理的配慮について相談がある可能性があることから、事前に区へ情報提供した。	保護者へ説明、協力を要請するなど事業所として可能な対応をしていると思われること、区に当該児童の保護者より連絡があった場合は情報共有する旨説明し、終了。

No.	受付日	相談者	相手方(事業者など)	相談内容	対応内容
6	R5. 8. 29	精神障害者	マンション管理組合	住んでいるマンションが大規模修繕工事を始めた。私は化学物質過敏症のため配慮してほしいと、工事前にマンション管理組合に申し出たが、管理組合が高齢者ばかりであり、障害者への理解が足りずに無視された。 工事開始後にシックハウス症候群の症状が出たと被害を申し出ると、「あなたの区画の工事をしないなら不具合が出た場合は実費負担となる」と脅迫されたうえ、化学物質が室内に入らないように取り急ぎの安全措置として、私の部屋の窓や扉の隙間が工事業者によって目張りされてしまった。おかげで空気の循環が悪く、酸欠気味になり、外にも出られず虐待としか思えない。そもそも修繕工事自体が必要ないと思っている。 管理組合の理事長が民生委員であるため、このような民生委員をきちんと指導すべきだと区の福祉課に電話で話をしたが、指導はできないと取り合ってもらえなかった。その他、区の環境保全課、在宅生活相談係、障害者虐待防止センター、深川警察署生活安全課に電話をして被害を伝えた。 区報のコラムに点字や手話のことは書いてあるが、化学物質過敏症について書いてもらったことがない。私以外にも化学物質過敏症で困っている人はたくさんいると思うし、書いたら喜ばれると思う。ぜひ啓発をしてほしいと課長さんに伝えてほしい。	障害理解への啓発についてご意見があったことを課内で情報共有させていただくと回答し、終了。
7	R5. 9. 12	身体障害者	行政機関 民間事業者	聴覚に障害があるが、区の健康診査について、実施医療機関でのレントゲンの受診を断られてしまった。理由は、技師の声かけで体を動かすことができないからとのこと。	健康診査の所管である健康推進課へ確認したところ、FAXで受付対応が可能としている医療機関については、手話通訳者の入室を受け入れできる可能性があるとのことだった。 相談者の希望する区内の医療機関ではなく、区が主に指定している東京都予防医学協会、及びここらからの元氣プラザについては手話通訳者が同行可能であることが分かったため、相談者にその旨お伝えし、受診が可能となった。
8	R5. 9. 29	身体障害者 精神障害者	家族	同居の義理の兄に手帳や通帳を取り上げられ、鍵で閉められた場所に保管されてしまっている。電話も取り上げられていたが、弁護士に相談すると言ったら電話は返してくれた。また、本意ではないのに施設に入所するようにも言われているが差別ではないのか。	行政機関や民間事業者と個人間における差別、不合理な対応に対しては、助言や建設的な解決に向けた対応を行うことが可能。今回は個人間の問題であり、当事者同士の状況も分からないため、障害者差別として断定できず、具体的な解決ができないと伝え、終了。
9	R5. 9. 29	精神障害者	行政機関	マイナポイントの申請に窓口にいきました（会社を休んで）。当初3時間待ちと言われたので待っていたが、4時間半以上たっても順番が回ってこなかった。私は精神障害をもっており、人混みが苦手なため、配慮（別室を用意する等）をしてほしいと伝えたが、障害のある方に対しても配慮はしないといわれた。結局ポイントはもらえなかったが、この対応は正しいのか。障害者差別解消法の合理的配慮の不提供にあたるのではないのか。区として上記の対応を行ったとの認識で良いか。また、区や課としての見解を示してほしい。	区や課としての見解については、所管課より別途ご意見をいただいている区長への手紙を通じて回答する旨伝え、了承。 別室を用意するということについては、物理的な制約があり、申請期限があるなかですぐに対応できるものではないため、別室を用意できないという対応をもって不合理であるとは断定できないが、代替案を提案する等配慮できることがあったのではないかと、事実確認を行い改善に努める。

No.	受付日	相談者	相手方(事業者など)	相談内容	対応内容
10	R5. 10. 25	身体障害者	民間事業者	区内商業施設のアパレルショップに行ったところ、下肢機能障害がある旨を伝えたのに長時間待たされる等の障害者差別を受けた。椅子の用意も無く、脚立に座るよう言われた。障害者に対してちゃんと配慮してほしい。	当該施設に連絡し、障害者から配慮を求められた場合は、過重な負担にならない範囲で合理的配慮の提供をお願いしたいと依頼。その旨、店舗にも周知するとのこと。
11	R6. 3. 13	身体障害者	民間事業者	区内の民間イベント施設で実施されるライブイベントに、ファン先行抽選で2階席が当選した。車いすで行くため、事前に車いす席の場所を知りたいと思い、会場に電話をしたところ、「1階席に用意されると思うが、主催が決めるため、詳細は主催に確認してほしい」と言われた。主催者に問い合わせ窓口があるが、ナビダイヤル(0570)で通信料が高いため、連絡していない。別の電話番号にかけて聞いたところ、「当日まで車いす席の場所はわからない」と言われた。同じような事例を渋谷区に聞いたら、「車いす席の設置義務はない」と言われた。もし江東区に何か条例があれば設置義務を明記してほしいが、今は車いす席の用意についての解決策を教えてほしい。	主催者へ、相談主の状況を伝えるとともに、相談主側には主催者のHPに掲載されているQ&Aをもとに、相談主の関心事である、事前に車いすスペースを把握できるかについては、「公演ごとにお客様の安全第一で場所を設定しているため、公演当日の案内となる。事前の案内は不可」であることを説明。 説明後、相談主の主訴が「江東区にて興行場法施行条例を改正し、興行場に車いす席の設置を義務付けること」であることが判明。生活衛生課及び建築課に興行場法施行条例の改正の意向及びバリアフリー法関連法令について確認をとった結果、①興行場法施行条例改正の予定はない。②相談者の求める車いす席の設置については、都の条例等が該当する可能性が高い。とのことだった。これらを踏まえ、「今後の区政運営の参考にする」とお伝えし、やりとりは終了した。